

令和2年3月19日

保護者 各位

岩手県立黒沢尻工業高等学校長

### 春季休業中における学校体育施設の開放について

標記の件について、県教委からの通知を参考にし、生徒の健康保持の観点から学校体育施設を開放しますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

#### 1 体育施設の開放について

- (1) 今回の学校体育施設の開放は、部活動ではなく生徒の自主的活動とする。
- (2) 教育活動の一環として行うものではないため、日本スポーツ振興センター  
災害共済給付の対象外となります。
- (3) 事故が発生した場合、それに係る費用は自己負担となります。

#### 2 詳細について

- (1) 春季休業中における学校体育施設の開放について 【別添】

【担 当】  
黒沢尻工業高等学校  
副校長 及川秀明  
TEL 0197-66-4115

## 春季休業中における学校体育施設の開放について

岩手県立黒沢尻工業高等学校  
生徒指導部

学校体育施設を利用するにあたり、以下の点に留意すること。

### 1 期 間

春季休業期間 令和2年3月20日（金）～4月6日（月）

ただし、3月25日（水）、3月27日（金）、3月30日（月）は利用できない。

利用時間は、9：00～16：00までとする。

### 2 開放施設

グラウンド（野球場、ラグビー場、陸上競技場、ソフトテニス・硬式テニスコート）

弓道場、ボクシング場、第1体育館、第2体育館、格技場等

### 3 使用方法

(1) 学校体育施設を利用する生徒は、関係職員に対して使用する日時及び施設を申告すること。

(2) 関係職員は利用簿に必要事項を記載して校長から許可を得ること。

(3) 屋内施設の解錠・施錠は関係職員が行う。

### 4 留意事項

(1) 運動部員においては生徒の自主的活動とすること。

(2) 感染を防ぐための取組をしっかりと行うこと。

(3) 学校への移動手段として、できる限り公共交通機関の使用を控え感染防止に努めること。

(4) 屋内施設を利用した場合は、室内の換気及び出入り口の消毒をするものであること。

### 5 その他

(1) この期間中における怪我及び事故については自己責任とする。

(2) 利用にあたっては保護者の同意を得ていること。

(3) 利用者は、本校生徒に限る。

(4) 岩手県教育委員会から新たな指示が出た場合は、その都度協議して対応に努めることとする。



# 自主活動の際の注意及び留意事項

……原則的には部活動は禁止期間になります。……

## 1 体調について……以下の状況に当てはまれば不可

- ・発熱症状（体温が37℃以上、もしくは平熱より0.5℃以上高い場合）があった場合。
- ・咳が続く場合不可。
- ・その他、風邪（鼻水、くしゃみ、頭痛）症状どれかに該当する場合。
- ・体調不良（胃痛、めまい、吐き気等）の場合。

## 2 感染予防措置について

- ・移動（登下校）時のマスク着用。
- ・移動（登下校）後の手洗い（石けんを使って30秒若しくは消毒用アルコールの使用）とうがい・洗顔（手洗い後）すること。

## 3 活動時について

- ・あくまで個別練習。チームや集団での活動は不可。
- ・相手との距離を2m以上確保すること。
- ・キャッチボールやパスはかまわないが、バスケットやバレーにおけるコート内での接触がある可能性のある活動は不可。
- ・柔道や剣道のような組み手や接触は不可。
- ・ラグビーや野球でのミニゲーム等接触の恐れがある活動内容は不可。
- ・ミーティングは不可とし、指示等はボードや紙で行うこと。
- ・着替え始めから練習終了後の着替え終わりまで3時間以内とする。

## 4 その他

- ・施設を利用したい場合は、関係職員に申し出て、校長の許可を得ること。
- ・自主活動中の怪我・事故等（登下校も含む）については部活動ではないので、基本的には個人の負担となる。
- ・学校体育施設を利用して自主活動を行う場合は、必ず保護者の承諾を得るものとする。